

上富良野町告示第38号

公売公告兼見積価額公告

平成29年 9月20日

上富良野町長 向山 富夫

次のとおり差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙1のとおり
公売の方法	せり売り
公売参加申込期間	平成29年9月28日（木）13時から平成29年10月16日（月）23時まで
せり売り日時	平成29年10月23日（月）13時から平成29年10月25日（水）23時まで
公売場所	ヤフー株式会社が提供するインターネットの公売システム上（ヤフーオークション中の官公庁オークション）
売却決定の日時	平成29年10月26日（金）10時
売却決定の場所	上富良野町役場町民生活課税務班
代金納付期限	平成29年11月2日（木）14時
買受人についての資格その他の要件	差押財産を換価される者（その依頼人を含む。）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項に該当する者は、買受人となる資格がありません。
留意事項	別紙2のとおり
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を上富良野町長に申し出てください。

別紙 1

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分 番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	名称、性質、所在、地上権等の内容	数量		
1	座卓	1	1,000円	10,000円
2	衣装箱	1	300円	3,000円
3	柱時計	1	無	1,000円
4	絵画	1	無	1,000円
5	湯呑セット	1	無	1,000円
6	皿（竹図柄）	1	無	500円
7	皿（松図柄）	1	無	500円
8	壺	1	無	500円
9	ランプ	1	無	500円
	以 下 余 白			

備考

- (1) 売却区分番号ごとに公売します。~~入札書は、売却区分番号ごとに別紙としてください。~~
- ~~(2) 公売財産は、消費税の課税対象物件です。~~
- (3) 公売財産欄に*印のあるものは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第45条第3項の規定に該当する混在財産です。
- (4) 見積価格欄に*印のあるものは、見積価額が該当物件に貼り付けてあります。

別紙 2

留 意 事 項

1 インターネット公売の参加

インターネット公売に参加するには、関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、順守していただくことが必要です。

2 買受人の制限

国税徴収法第92条に規定する者及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売りに参加することはできません。

3 参加申込手続

公売財産の買受けの申込みをしようとする者(以下「公売参加者」といいます。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。

4 公売保証金の納付

公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者の名義(公売参加者が、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義)のクレジットカードによる納付に限ります。

また、公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金の納付後でなければ、公売に参加できません。

5 買受けの申込み

せり売りに係る買受けの申込みは、せり売り期間中であれば何度でもできます。入札に係る買受けの申込みは、入札期間中に一度のみ可能です。なお、一度行った買受けの申込みは、取消しや変更はできません。

6 最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。~~追加入札が行われた場合は、追加入札終了後、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。ただし、追加入札終了後も最高の価額による入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。~~なお、最高価申込者決定時においては、インターネットオークション IDを最高価申込者の氏名又は名称とみなします。

7 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込資格があり、入札時に次順位買受申込を行った場合に次順位買受申込者に決定します。なお、次順位買受申込者決定時においては、インターネットオークション IDを次順位買受申込者の氏名又は名称とみなします。

8 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時において売却区分番号ごとの最高価申込

者に対して行います。

売却決定価額は、落札価額（最高価申込者の入札価額）とします。なお、最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。この場合における売却決定価額は、次順位買受申込者の入札金額とします。

9 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。なお、(1)の場合に限り、納付された公売保証金を返還します。

(1) 売却決定後、買受代金の納付前に滞納町税等の完納の事実が証明されたとき。

(2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。

(3) 国税徴収法第108条第1項の規定が適用されたとき。

10 公売財産の取得時期等

買受人は、買受代金を全額納付した時に公売財産を取得します~~（農地等の一定要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされたとき）~~。

買受代金納付後に生じた財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

11 瑕疵担保責任

上富良野町は、公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。

12 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載した代金納付期限までに、買受代金の全額（売却価額から公売保証金を差し引いた金額）を、指定する口座への振込み~~、現金書留（金額が50万円以下の場合に限ります。）による送付~~、又は現金を直接持参することにより買受代金を納付してください。

13 権利移転の手続

権利移転のために登記又は登録（以下「登記等」といいます。）が必要な公売財産については、買受人は、その登記等に必要な書類を提出し、上富良野町に登記等の請求を行ってください。なお、その権利移転に係る費用は、買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登記等を行う財産の場合は、速やかに登記等の手続を行ってください。